

公の施設の見直し方針

1 見直しの経緯等

平成24年3月に策定した「公の施設の見直し方針」は、策定から3年が経過し、公共施設等総合管理計画策定に向けた動きや依然として厳しい県の財政状況等を踏まえ、施設の必要性や管理手法等について改めて検討し、更なる見直しを進めることが必要となり、方針の改定を行うこととなった。

平成28年6月に、千葉県行政改革審議会から新たな「公の施設の見直し方針」の答申を受け、その後、パブリックコメントによる意見募集を経て、7月に知事が部長の行政改革推進本部で決定した。

2. 対象施設 99施設

3. 公の施設の見直し方針 区分による整理

区 分		所管施設	施設数 (合計 99)
①廃止・移譲	施設を廃止・移譲等するもの		1
②施設のあり方検討	移譲等の可能性、利用方策の抜本的な見直し、今後のあり方等を検討するもの	さわやかちば 県民プラザ	8
③施設内容検討	施設の一部移譲や複数施設設置の必要性等について検討するもの	図書館 青少年教育施設 博物館	56
④管理手法検討	指定管理者制度等の導入について検討するもの		3
⑤有効活用策検討	施設利用率・稼働率の向上、広域利用の拡大、空きスペースの有効活用等を検討するもの		8
⑥現行維持	運営改善を図りつつ施設を維持するもの		23

(注)「公の施設」について

地方自治法（抜粋）

第244条第1項 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもって、その利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。